平成29年度第３回　大阪府青少年健全育成審議会特別部会　議事概要

■日　時　　平成２９年７月２５日（火）午後４時～６時

■場　所　　大阪府新別館南館７階　審議会室

■出席者　　角野委員、松風委員、曽我部委員、園田委員（部会長）、八山委員（五十音順）

■内　容

事務局　　　ただいまから、平成２９年度第３回大阪府青少年健全育成審議会特別部会を開催させていただきます。本日、ご出席の特別部会の委員は７名中、５名の出席をいただいておりますので、大阪府青少年健全育成審議会規則第５条第２項の規定により、会議は成立しておりますことをご報告いたします。

本部会は基本的には公開ですが、本日の議題については、大阪府情報公開条例第８条及び第９条の規定に該当する情報に関して審議することから、非公開とさせていただきます。（本日の配布資料の確認）

　　　　　　この後の進行につきましては、園田部会長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いします。

部会長　　　はい、よろしくお願いします。前回は、ＪＫビジネスという営業形態が性的サービスに移行するおそれがある等、何らかの問題があるという共通認識に至ったものの、まだ、規制が必要であるという判断にまでは至っていなかったと思っています。

今日はひとまず、ＪＫビジネスに対して何らかの規制が必要というスタンスに立って、具体的な規制内容や目的等について議論していく中で、大きな方向性である規制の必要性についても行きつ戻りつしながら考えていきたいと思います。

事前に事務局と打合せのうえ、項目ごとに先進事例の愛知県や東京都の条例内容と比較した検討表をまとめました。項目ごとの論点や前回出た主な意見と併せて、事務局から説明をお願いします。

事務局　　※参考資料により第２回部会で出た主な意見を簡単に説明

　　　　　※資料１により、大阪府案Ａとそれに対して考え得る対案Ｂについて、既に条例化している愛知県と東京都と比較した内容を説明

部会長　　　ありがとうございました。それでは、規制内容検討表に従って、一つ一つ議論を進めていきたいと思います。まず、条例化の目的についてはいかがでしょうか。

委　員　　　条例の目的に「性被害等の青少年に及ぼす影響・・」とあって、性被害に特化した書き方になっていますが、これらの営業が及ぼす影響は性被害の他にもあると思いますので、悪影響を及ぼす営業と広く捉えるべきだと思います。

委　員　　私も同感です。

委　員　　　感情的には、これらの営業自体を規制すべきだと思いますので、Ｂ案の公序良俗が目的になると思いますが、ただ、風営法との関係で目的が同じで、その規制内容が限定されるということになるのであれば、目的は青少年の健全育成とすべきかとも思います。まだ自分の中でも詰め切れていないところがあります。

委　員　　　実態的には、これらの営業に対して18歳未満を雇用禁止とした場合、その売りとするものがなくなるので商売として成り立たなくなる。ですから、最初から業態そのものを対象にしなくても18歳未満の雇用を禁止するだけで、実質的には業態規制になると思います。

委　員　　　法技術的な観点からいうと、Ａ案の書きぶりだとレベルが違うことを並列化しているのでおかしい。青少年の性被害を未然防止することによって、結果として健全な育成を図ることを目的とするという書き方にすべきだろうと思います。

　目的は、具体的な規制内容を検討しながら、行きつ戻りつしながら議論した上で、最後にそれらを上手く表現する書き方にすればいいと思います。

部会長　　　大きなスタンスで言うと愛知型と東京型とどちらの方が適当なのでしょうか。ＪＫビジネスに青少年が一切近づけない仕組みをつくればそれでいいのではないかと思います。

　　　　　　　愛知はＪＫビジネスの業態そのものを規制するというより、そこに青少年を近づけないというスタンス、それに対して東京方式は何が違うのですか。

事務局　　　手段としては東京都も同じですが、東京都の特徴は営業の届出義務があるところ。営業の自由があるなかで、届出をさせることである種の規制を行うことになります。届出をさせることにより、その店舗に青少年に悪影響を及ぼす営業形態として宣言させるという効果もあります。

委　員　　愛知県は届出義務はないが、条例の実効性は何で担保していることになるのですか。

事務局　　立入調査権限で担保しています。東京都は届出をさせた上で立入調査権限も持たせています。

部会長　　　立入調査権限があれば実効性は担保できると思いますが、届出制を入れたメリットは何になるのでしょうか。届出制に関しては後ほど議論するとして、次の項目の規制対象者はいかがでしょうか。

委　員　　　児童福祉法や児童ポルノ法など他法令を見ても法秩序として青少年は保護の対象と見るのが基本です。青少年や保護者まで規制対象と見るのは少し法秩序の観点から外れていると思います。客に対しては児童買春法等で刑罰が課されているので不要かと思います。

委　員　　　青少年や保護者に対しては私も同感です。客に対しては具体的なシチュエーションとしてどのような場合が考えられますか。雇用禁止にした場合はＪＫビジネス店に18歳未満は存在しない前提なので不要かと思いますが、場合によっては必要性が出てくるかもしれません。

事務局　　　ＪＫビジネスに特化せず、一般的に大人から青少年に対して性行為等を持ちかけるということに対する問題提起として、いわば刑罰行為の未遂段階を禁止するということになるのですが、そういうことが可能かどうかご教示いただきたい。大人の責務として青少年に性行為等を持ちかけるべきではないというメッセージを発信する意味で禁止条項を盛り込むということは可能でしょうか。

委　員　　　盛り込むとしても抽象的な書き方になるでしょうし、罰則を科すこともできないでしょうから実効性もなく、あまり意味はないと思います。

委　員　　　例えば、ＪＫビジネス店に対して18歳未満の雇用を禁止する規制を設けた場合は、ＪＫビジネス店には18歳未満は存在しないので、この勧誘行為の規制を盛り込むのは齟齬が生じます。一般的には客に対しては児童買春・児童ポルノ法等があるなかで、そこまで厳重に規制する必要があるでしょうか。メッセージ性を期待して罰則をつけることは反対です。

委　員　　ＪＫビジネスに「青少年を近づけない」ということを徹底すれば、それで事足りるのではないでしょうか。

部会長　　では、次の項目の保護の対象となる青少年の年齢についてはいかがでしょうか。

委　員　　児童福祉法でも対象が18歳未満となっており、高校在学中に18歳になれば対象外となってしまうことを問題視する考え方もあります。法理論的に18歳の年度末まで対象にするということは可能ですか。

委　員　　　教育とリンクさせる考え方というのはアイデアとして良いと思いますが、児童福祉法や風適法等の他法令とのバランスから考えて難しいと思います。

本来は高校の社会教育的なカリキュラムの中で、社会の法秩序についても学ぶという建前からすれば、教育課程とリンクさせるのはある種の合理性があって、他法令もその点を考慮すべきかと思いますが、現状としては法の考え方が18歳未満を保護の対象としているのに、それを越えてＪＫビジネスへの規制のみを年齢を拡げるということは出来ないと思います。

部会長　　　そうですね。他法令とのバランスから難しいと言えます。では、次の項目の規制対象となる営業形態の定義についてはいかがでしょうか。

委　員　　　性的サービスに移行する危険性のある役務のみを「有害役務」とするのか。例えばビアガーデンでバニーガールの恰好をさせている場合とかメイド喫茶の場合はどう考えるのか、社会通念上は高校生がそういう恰好をしているのは好ましくないと思います。

事務局　　　Ａ案はすべからく水着や下着で働くガールズバー等を対象としていますが、Ｂ案はそれに対して性的サービスに移行する危険性の度合いが高い営業形態を「有害役務」として、低いと考えられる営業形態を「準有害役務」とひとまず区分して考えるという方法です。

委　員　　　リフレとコミュ、散歩は一対一で接客するので性的サービスに移行しやすい業態という意味で有害役務と言える。見学、撮影はある種、下着を売るのと同じで業務自体が有害と言えます。飲食提供を伴う業態は、肌の露出度が高い服装をさせているのであれば、業務自体が有害とも考えられるが、普通のメイド服や制服を着た状態ではそうとも言えないし、性的サービスに移行する危険性も高い店もあれば、低い店もあるでしょう。

　　　　　　ですから、Ａ案の４類型を一括りにはできないと思います。もう少し整理ができるのではないでしょうか。ガールズバーや居酒屋の定義は社会的に許容されているものとの区別が難しい。そこはやはり客観的に判断できる服装で区別することになるのかもしれません。

事務局　　　Ａ案の「客の性的好奇心をそそる」という判断基準は、その恰好で街中を歩けるか否かが一定の判断基準と考えており、さきほど出た事例で言いますと、ビアガーデンでバニーガールの恰好は、街中では通常歩かないので、「客の性的好奇心をそそる」格好に該当すると考えています。

委　員　　その判断基準は、例えば超ミニスカートの場合等、人によって違いが出るし、難しいですね。

委　員　　東京都の場合は、「青少年を連想させる」文字等を用いた店名だとか、「水着、下着を着用」と明確に規定しているのに比べて、Ａ案は範囲が少し広すぎるように感じます。

事務局　　「青少年を連想させる」ものに特化して規制を課すことにした場合は、青少年を連想させない店名では、例え有害役務であっても青少年の稼働が可能になって、規制逃れが横行するのではないか、健全育成の観点から不十分ではないかという問題認識からＡ案では敢えて「青少年を連想させる」ものに限定をしていません。その結果、定義が広くなってしまいますので、こういう定義が法的に妥当なのかどうかという観点からもご審議をお願いします。

委　員　　　ただ、例に出ていたビアホールはバニーガールの恰好をしていても、そもそも性的サービスに移行する危険性は低いのではないでしょうか。やはりカウンターがあってバー形式の店では危険性があるように思います。その辺りの定義づけが難しいと思います。

委　員　　「専ら異性の客に対して」という文言で、ある程度は業種を絞れるとは思いますが、その文言だけで全ては区別できないでしょうし。

委　員　　　しかし、性的サービスに移行する危険性の高い低いに関わらず、18歳未満がビアホールでバニーガールの恰好をして接客するという行為自体は、私個人的には反対です。

委　員　　　定義の４類型ですが、それ自体として有害な役務というものと性的サービスに移行する危険性のある役務と２種類あるとの認識ですが、飲食物の提供を伴うガールズバーとガールズ居酒屋等については、両方の要件が混ざっているので議論が混乱しているように思います。

　　　　　　　ビアホールのバニーガールは性的サービスへの移行性は低いが、その役務自体が有害ではないかという問題認識ですよね。どちらかの要件に整理しないといけないような気がします。性的サービスに移行する危険性があるという類型で切りだすなら、その根拠が必要だと思います。合わせ技で有害な役務だと言い切ることも可能だとは思いますが。

委　員　　　ビアホールでもバニーガールの恰好をしなければ働くことができるので過剰な規制だとは思わないのですが。

委　員　　　働けますが、バニーガールの恰好をすれば時給が高くなるなど優遇される。個人的にはそういう部分まで否定していいのかは疑問です。

委　員　　　確かにバニーガールだけではなく、身体の線がはっきりわかる服や女性従業員に露出度の高い衣服を着せた業態の店は多種多様にあります。この部分の議論は、有害図書規制の議論と同様で、どの部分が青少年に有害なのか、どのような影響を及ぼすのかという議論になろうかと思います。

委　員　　　以前も申し上げましたが、アイドルがテレビやグラビア等でこの規制対象の定義にあるような服装をして、ある種、青少年の性的な魅力を売りにしていても許容されているのに対して、末端の営業だけを規制するのはいびつな感じがしてバランスを欠くと思います。見せることを有害だと判断することは慎重にするべきだと思います。

　　　　　　撮影・見学の定義の部分にしても、アイドルは公然と撮影会や握手会等で制服姿で撮影されているわけですし、このＡ案の定義だとアイドルは違反していることになる。現実的ではないと思います。

部会長　　　規制対象となる営業形態をどのように定義していくかが、この規制条例の肝となる部分ですね。どのように定義して、その営業形態にどのような規制を課すべきか。

　委　員　　　ガールズバーや居酒屋等の酒類を提供する店で、何故わざわざ青少年に露出度の高い、健全育成を阻害するような服装で接客させる必要があるのか。需要があるから、そういう営業形態が成り立っているのでしょうが、需要があるからといって全て許容できるものではないと思います。公序良俗や青少年の健全育成の観点からもある一定の規制は必要だと思います。

　　　　　　　そもそも性的サービスに移行する危険性があるから規制するのか、営業形態自体が公序良俗に反するから規制すべきなのか、問題はそこだと思います。公序良俗に反するということであれば、結構広いことになると思います。青少年が露出度の高い着衣で接客すること自体が問題だとなる。ビアホールでバニーガールの恰好は性的サービスに移行する危険性は低いが、そういう恰好をすること自体が公序良俗に反する、健全育成上好ましくないということになる。

委　員　　　性的サービスに移行する危険性の部分のみを着目するのではなく、健全育成の観点から悪影響を及ぼす営業形態を規制対象にすべきという考え方には同感です。ただ、普通の居酒屋等の接客業務も対象にするのは過剰だと思います。

部会長　　　では、「客の飲食の相手をする」業務を対象にするという考え方でよろしいでしょうか。

委　員　　　そうですね。それから、「個室において」は不要ではないでしょうか。個室でなくても異性と接触する業務は、役務そのものが有害だと言えると思います。

委　員　　定義と規制内容をどうリンクさせていくかという視点も重要です。

部会長　　　風適法では、ガールズバーで青少年が接客するのは午後10時まで許容されているので、その部分をどう考えるか。風適法で許容されている部分に条例で上乗せして規制をかけるということは法的には可能でしょうか。

委　員　　それは可能です。健全育成が目的なので、風適法と目的も違いますし、可能です。

事務局　　　資料にも記載していますが、風適法に基づく許可・届出店について、本規制の対象に含めるか除外するかという点についてはいかがでしょうか。

委　員　　　それは本規制の目的を考えると含める方がいいでしょう。風適法で青少年の接客業務が許容されている店については接客する者の服装の規定はありませんが、今回の議論では大人の性的好奇心の目にさらすような服装を青少年にさせて働かせること自体が、青少年の健全育成の観点から好ましくないという考えですから規制対象に含めるべきでしょう。

　　　　　　ガールズバーに関しては、性的サービスに移行する危険性があるということが主な問題ではなくて、そういう性的要件が強い店で女子高生が露出度の高い服装をして午後10時まで従事していること自体が、健全育成の観点から問題だという考え方です。

事務局　　　　あと一点、アイドルグループとの整理ですが。

委　員　　　水着や下着姿での接客は健全育成上、問題だと思いますが、学校制服姿での接客を対象とするのは、過剰な規制ではないかと思います。

事務局　　　考え方として、定義は基本的にはＡ案で、アイドルグループとの関連をもう少し整理するということでよろしいか。（はい）

委　員　　　あと、同性間の営業形態をどう考えていくか。ケースとしては少ないとは思いますが、JKビジネス関連ではありませんが、実際に被害にあった事例を扱ったことがありますので、対象に加えるべきかと悩みますが、そうなると定義がかなり難しくなってしまいます。

　　「専ら異性」要件をとってしまうと、通常のツボ押しマッサージ店とかアロマリフレ店との区別がつかなくなってしまいます。

委　員　　　ＪＫビジネスとして見た場合、実態としてはほとんどないのではないですか。

事務局　　　今のところ１店舗、飲食物提供の喫茶の形態の店を確認しています。被害事例については現在把握されていません。

部会長　　　ＪＫビジネスとして同性間をターゲットとした営業形態が現状ほとんどないということですね。

委　員　　　ただ、ニーズとしては存在するので、その部分も考えていかないといけないと思います。

部会長　　　また、次回までに整理しておくとして、次の項目に移りましょうか。青少年を接客させること、客として立ち入らせることについてはいかがでしょうか。

　　　　　　これは、条例の目的と大きくリンクしますので、青少年の健全育成の観点から考えるとＡ案の全ての営業形態に従事することも客として立入させることも禁止となりますが、性的サービスへの移行の危険性という側面から考えると、危険性の低い飲食物提供を伴う形態のみ禁止にしないＢ案ということになるということですが、いかがでしょうか。

委　員　　Ｂ案を採用した場合は、準有害役務の店舗に立ち入って何を調査するのですか。

事務局　　　裏オプションに繋がる可能性の有無について、例えば店の奥に個室があって性的サービスに移行するシステムになっているのかどうか等を調査するというイメージです。

部会長　　　先ほど来の議論からすると、健全育成の観点から、全ての業務について従事することも客としての立入も禁止にするのが妥当ということでよろしいでしょうか。（異議なし）

個人的には、この業態については、有害図書類指定制度の類推があるのですが、青少年を近づけてはいけない、見せてはいけないという感覚があります。では、次の項目の青少年を接客業務に勧誘すること、させることについてはいかがですか。

委　員　　　勧誘することは、業とするものに対して規制をかけて、勧誘させることは「規制なし」で事足りるのではないでしょうか。店は青少年を採用した時点で規制されるので、勧誘させることまでも禁止しなくても条例の目的は達成できると思います。

委　員　　　求人サイトは勧誘行為に該当するのでしょうか。どういう位置づけになるのでしょうか。

　　　　　　店が、青少年に友人を勧誘させて最終的にその友人を雇用した場合は店が処罰されるので問題ないのですが、勧誘させる者が店と同一でない場合は勧誘させる者に処罰が及ばない。求人サイトの場合はそういうケースが考えられるので、その部分を整理しておいた方がいいかと思います。

事務局　　　先行の愛知県や東京都に確認して次回までに整理をしておきます。

委　員　　　一般的に、大人と青少年の間には支配関係が出てくるので、「勧誘させること」を規制なしにするのは不安です。

委　員　　　私は青少年を危険に近づけさせないという観点から考えると「勧誘すること」も「させること」も規制すべきだと考えます。

部会長　　　ありがとうございます。様々なパターンが考えられるので慎重な議論が必要かと思いますが、そろそろ予定の時間が近づいてまいりました。今日のところは予定していた議事を終えることができなかったのですが、続きは次回にまわしたいと思います。

事務局から報告事項があるようですのでお願いします。

事務局　　　※資料２により、刑法改正に伴って必要が生じた大阪府青少年健全育成条例の一部改正について説明

部会長　　　この件について、何かご意見・ご質問ございませんか。

特に何もないようですので、では、本日皆様方からいただきましたご意見を事務局で整理していただき、次回の特別部会で審議するための資料を、私と事務局で調整の上、作成することにしたいと思います。それでは、以上で本日の議事を終了します。進行を事務局にお返しします

事務局　　園田部会長、長時間、議事を進行いただき、ありがとうございました。それでは、これをもちまして大阪府青少年育成審議会第３回特別部会を終了させていただきます。本日はどうもありがとうございました。